## 進めよう適切な社会保険適用

## 広げよう適正・確実な法定福利費の支払い

人が育つ明るい 建設産業へ!

法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果、請負金額が通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の規定に違反するおそれがあります。(2016.11.22政府答弁書)

## 建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

※国交省資料より抜粋

所属す	所属する事業所		労働保険	社会保険	
事業所 の形態	常用労働者 の数	就労形態	雇用保険	医療保険(いずれかに加入)	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険※1	<ul> <li>協会けんぽ</li> <li>健康保険組合</li> <li>国民健康保険組合(建設国保等)</li> <li>(適用除外承認を受けた場合<sup>※2</sup>)</li> </ul>	厚生年金
	_	役員等	_	<ul><li>協会けんぽ</li><li>健康保険組合</li><li>国民健康保険組合(建設国保等)</li><li>(適用除外承認を受けた場合<sup>※2</sup>)</li></ul>	厚生年金
個業	5人~	常用労働者	雇用保険※1	<ul><li>協会けんぽ</li><li>健康保険組合</li><li>国民健康保険組合(建設国保等)</li><li>(適用除外承認を受けた場合<sup>※2</sup>)</li></ul>	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険※1	<ul><li>■ 国民健康保険</li><li>■ 国民健康保険組合(建設国保等)</li></ul>	国民年金
	_	事業主、一人親方	_	<ul><li>■ 国民健康保険</li><li>■ 国民健康保険組合(建設国保等)</li></ul>	国民年金

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

※1 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問

:個人で加入するもの

ない。 ※2 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン (国交省) は、法令上加入 義務のある保険への加入を求めているものであり、加入義務のない保険 に加入することまで求めているものではありません。 (2017.4.3 国交省 土地・建設産業局建設市場整備課文書)

## 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

建設業フォローアップ 相談ダイヤル

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場2丁目7-15

TEL. 20570-004976

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00 ±日祝祭日閉庁日を除く

全国建設労働組合総連合(全建総連)

TEL: 03-3200-6221 FAX: 03-3209-0538 E-mail: chingin@zenkensoren.org http://www.zenkensoren.org



あなたに必要な保険をもう一度チェックしましょ

しましょう!